

したがって、今後とも、関係機関との連携を密にし、埋蔵文化財の保存に努める必要がある。

(4) 文化財防災設備等

文化財の保存対策として、文化財の所有者又は管理団体に対して補助金を交付し、各種の防災設備、保存施設等の設置を図るとともに、随時パトロール等を行い、防火、盗難予防等に努めている。

しかしながら、指定建造物等の防災設備は、昭和59年度において56件の対象のうち、自動火災報知設備、消火設備及び

避雷針の3種を備

えているものが16件であり、その整備は十分とは言えない(表4-2-6)。

また、指定美術工芸品等については、特に県指定重要文

化財の防災・防犯設備の整備が遅れており、その保管状況は、寺社の本堂・本殿等に保管されているものが多い(表4-2-7、表4-2-8)。

したがって、今後は、防災設備、保存施設等の整備を図るとともに、日常的管理の強化に努める必要がある。

(5) 文化財保存助成

文化財の管理、修理、防災及び復旧の

ための経費は、所有者や管理団体が負担することとなっている。しかしながら、保存修理等には多額の経費を要するので、国及び県指定文化財の保存事業に対し、国及び県は助成を行っており、また、埋蔵文化財保存調査事業に対しても同様に助成を行っている(表4-2-9)。

県指定文化財については、昭和55年度から補助率を2分の1から3分の2以内(市町村所有については2分の1)に引き上げるなど、保存助成の充実に努めている。

近年、文化財の修理、防災のほか、史跡の公有化、さらには埋蔵文化財保存調査事業に対す

表4-2-6 指定建造物等の防災設備状況

(単位：件)

区分	対象数	設備			左の3種の防災設備を備えているもの
		自動火災報知設備	消火設備	避雷針	
国宝・重要文化財	28	23	19	14	13
有形民俗文化財	2	2	1	2	1
県重要文化財	26	15	14	4	2
計	56	40	34	20	16

注：1. 「文化課調査」(昭59)による。
2. 対象数には、石造のものを含まない。
3. 消火設備の件数には、消火器を備えているものを含まない。

表4-2-7 指定美術工芸品等の防災・防犯設備状況

(単位：件)

区分	対象数	自動火災報知設備	消火設備	左の2種の防災設備を備えているもの	防災	施錠	左の2種の防犯設備を備えているもの	避雷針
有形民俗文化財	3	2	3	2	1	3	1	2
県重要文化財	159	35	112	35	27	133	26	27
県有形民俗文化財	23	8	17	8	4	21	4	3
計	229	62	162	61	39	198	38	50

注：1. 「文化課調査」(昭59)による。
2. 対象数には、国立博物館等において保管中のものを含まない。

表4-2-8 指定美術工芸品等の保管状況

(単位：件)

区分	対象数	保管施設	保管庫		土蔵	本堂本殿等	資料館等
			耐火収蔵施設	木製耐火			
国宝・重要文化財	44	17	2	5	5	14	1
有形民俗文化財	3	0	0	0	0	1	2
県重要文化財	159	3	7	23	16	94	16
県有形民俗文化財	23	0	0	1	3	8	11
計	229	20	9	29	24	117	30

注：1. 「文化課調査」(昭59)による。
2. 対象数には、国立博物館等において保管中のものを含まない。